

令和8年度愛媛県奨学生〔緊急採用〕募集について（貸与）

1 対象者

- (1) 高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程に在学していること。
- (2) 保護者が愛媛県内に居住していること。
- (3) 次のいずれかの事由が生じ、家計の状況が急変したこと等により学費の支弁が困難となったこと。ただし、事由の発生から12か月以内の場合に限る。
 - ア 家計支持者が会社の倒産等により解雇され、又は早期退職した。
 - イ 家計支持者が死亡又は離別した。
 - ウ 家計支持者が破産した。
 - エ 病気、事故、会社倒産、経営不振、家計支持者の給与収入の激減等により著しく家計の支出が増大又は収入が激減した。
 - オ 火災、風水害、震災等により著しく家計の支出が増大若しくは収入が減少した、又は自宅若しくは家計支持者の勤務先が災害救助の適用を受けることとなった。
 - カ 学校の廃止によりやむを得ず他の学校に入学することとなった。
- (4) 次の学資金の貸与を受けていないこと。
 - ア 母子父子寡婦福祉資金貸付金のうち修学資金
 - イ 高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金
 - ウ 独立行政法人日本学生支援機構の貸与型奨学金
 - エ 特別支援教育就学奨励費のうち支弁区分が第Ⅰ区分又は第Ⅱ区分であるもの
- (5) 保護者が出願に同意しており、連帯保証人を1人立てられること。
- (6) 勉学に意欲があり、在学期間を卒業する意志があること。

2 募集人数 12人程度（予定数を超えた場合でも、募集・採用は継続する）

3 申請のしめきり 随時（2027年2月末日まで）

4 奨学金の内容

- (1) 貸与月額 設置者・通学形態の区分ごとに選択制
- (2) 貸与期間 希望する月分から正規の修業期間の最終月分まで。
- (3) 貸与方法 毎月25日に指定口座へ振り込む。

○申し込みについて

申し込みを希望する者は、必要に応じて随時、中納まで申し出てください。